

(保 38)
平成 23 年 4 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る
被保険者証の特例に関する疑義について

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る被保険者証の取扱いについては、平成 23 年 4 月 1 日付け（保 1）にてご連絡申し上げたところです。

今般、当該取扱いに係る疑義解釈が別添のとおり示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る被保険者証の特例に関する疑義について
(平成23年4月15日 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)

(参 考)

1. 全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る被保険者証の特例について
(平成23年3月31日 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)

事 務 連 絡
平成23年 4月15日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る
被保険者証の特例に関する疑義について

平成23年3月31日付け事務連絡により、全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る被保険者証の取扱いについて示したところですが、その取扱いに関し疑義（照会）があり、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、貴管内保険医療機関等及び国民健康保険団体連合会に対し周知願います。

(別紙)

保険医療機関等の窓口における被保険者証の確認

質 問	回 答
<p>保険医療機関等の窓口において、無資格加入者であるか、更新手続きが済んでいない者（資格喪失者を含む）であるかは確認できないため、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証を提示された場合、一律に6月30日として取り扱うこととしてよいか。</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 無資格加入者が保険医療機関等において保険診療等を受ける際、受診の機会を確保する観点から、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証については、当面、6月30日まで有効として取り扱うこととしたところである。2. 保険医療機関等の窓口において、無資格加入者であるか如何を確認するには、通常の確認行為を超えた事務負担を強いることとなるため、有効期限が平成23年3月31日までとなっている被保険者証については、保険医療機関等の窓口で確認できた場合を除き、6月30日まで有効なものとして取り扱うものとする。

事務連絡

平成23年3月31日

都道府県民生主管部（局） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に係る 被保険者証の特例について

全国建設工事業国民健康保険組合（以下「工事業国保組合」という。）の無資格加入者の取扱いについては、「国民健康保険法第108条第1項の規定に基づく是正改善命令について（平成22年厚生労働省発保0909第2号）」により、資格是正等を工事業国保組合に対して命じ、数次にわたり、協会けんぽや市町村国保への加入の勧奨等を、無資格加入者や事業主に対して行うよう指導してきたところである。

しかしながら、依然として、加入すべき保険者への加入手続きを行っていない者が多数存在しているところである。このため、日本年金機構は、23年6月末までに協会けんぽ及び厚生年金への職権適用の手続きを進めることとしているが、それまでの間については、無資格加入者の医療機関等への受診機会を確保する観点から、下記の取扱いとすることとしたので、貴管内保険医療機関等及び国民健康保険団体連合会に対して周知願いたい。

記

1. 失効した工事業国保組合の被保険者証の取扱い

無資格加入者が保険診療を受けられるよう、有効期限が平成23年3月31日までとなっている工事業国保組合の被保険者証については、当面、6月30日までの間は、有効なものとして取り扱うこと。

2. 診療報酬請求の取扱い

保険医療機関等は、1の取扱いにより診療した場合、国民健康保険団体連合会に、工事業国保組合に対する診療報酬請求をすることができること。この場合、工事業国保組合においては、診療報酬の支払いを確実にすること。